

仁淀ブルー観光協議会シンボルマークの使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、別紙1に記載する仁淀ブルー観光協議会シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し、一般社団法人仁淀ブルー観光協議会（以下「協議会」という。）以外の者（法人格のない団体を含む）が使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークに関する権利)

第2条 シンボルマークに関する著作権は、協議会に属する。

(使用の基準)

第3条 シンボルマークは、仁淀川及び仁淀川流域6市町村（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）（以下「流域6市町村」という。）の産品をPRする場合に使用することができる。

2 シンボルマークを販売を目的とする品物（パッケージを含む。）（以下「商品」という。）及びその広告（商品を宣伝するもの）に使用する場合、当該商品は次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 農林水産物にあつては、流域6市町村内で生産、収穫されたものであること。

(2) 加工品（加工食品及び非食品）については、次のいずれかに該当すること。

ア 商品の主要な原材料が流域6市町村内産であつて、商品の製造または加工の最終段階が流域6市町村内事業者によって行われていること。

イ 商品の主要な原材料が流域6市町村内産であつて、流域6市町村外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が流域6市町村内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が流域6市町村外産で、その製造または加工の最終段階を流域6市町村内事業者が行っている場合、又は、その販売を流域6市町村内事業者が行っている場合は、流域6市町村特有の文化や技術を活かした商品であること。

(使用の届出)

第4条 前条第2項の規定により、シンボルマークを使用する者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。）（以下「使用者」という。）は、あらかじめシンボルマーク使用届出書（別記第1号様式）（以下「届出書」という。）を協議会に提出しなければならない。使用の届出は随時受け付けるものとする。

ただし、毎年3月2日から6月2日までの間は受付を行わない。

2 シンボルマークの使用は、前項の届出を提出した後、最初に到来する6月2日までの間、使用することができる。

ただし、毎年4月2日までに、協議会から通知がない場合、使用の期間を1年間延長する。

(遵守事項)

第5条 シンボルマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添「仁淀ブルー観光協議会シンボルマークデザインマニュアル」を遵守すること。
- (2) 第3条第2項の規定により使用する場合は、届出書に記載した目的、方法で使用する。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。
ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。
- (3) シンボルマークの一部を使用したり、縦横比率を変更するなど、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。
- (4) シンボルマークを商品名の全部及び一部として使用することはできないものとする。
- (5) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め等)

第6条 協議会は、シンボルマークの使用が本取扱要領に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。

また、必要に応じ関連法令等に基づき、協議会の有する権利を行使することとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 仁淀川及び協議会のイメージを損ねる場合
- (3) 第三者の利益を害する場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) シンボルマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(暴力団排除条項)

第7条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 使用者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有す

る者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等が使用者の事業活動を支配しているとき。

(5) 暴力団員等を使用者の業務に従事させ、又は使用者の業務の補助者として使用しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等が使用者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) 使用者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) 使用者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(経費等の負担)

第8条 協議会は、この取扱要領による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役員及び回収等に要した費用を負担しない。

(責任の所在)

第9条 協議会は、シンボルマークの使用に起因する損失補償について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、シンボルマークを使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、シンボルマークの使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(届出内容の変更)

第10条 使用者は、届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめシンボルマーク使用変更届出書(別記第2号様式)を協議会に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(使用料)

第11条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は第4条の届出における事項以外の目的に使用してはならない。

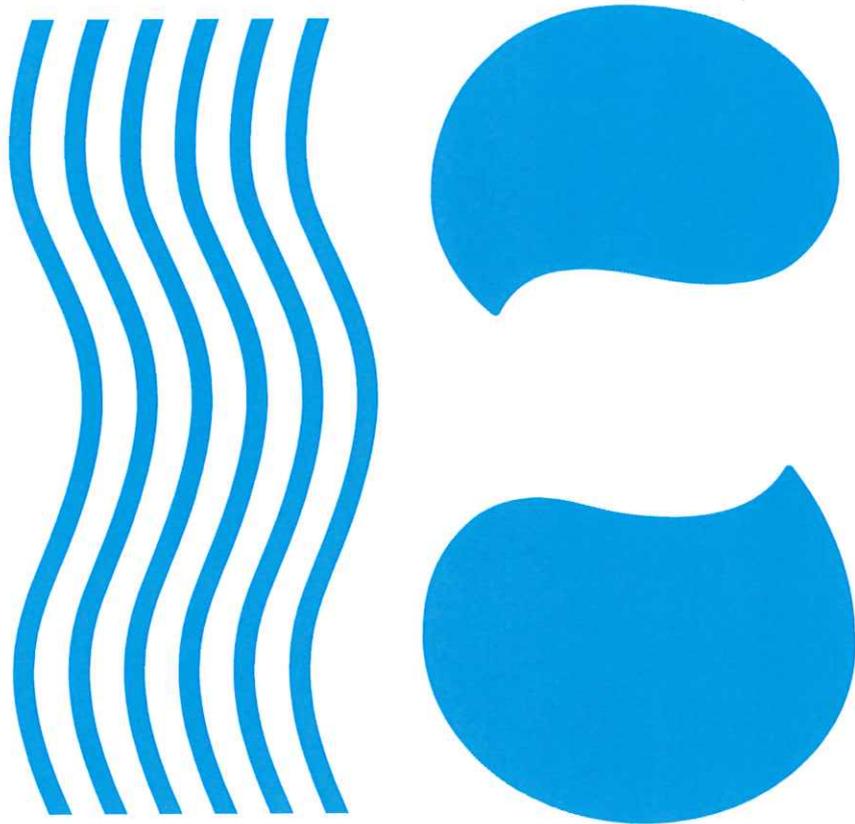
2 使用者は、シンボルマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡又は転貸できないものとする。

(補 則)

第13条 取扱要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用について必要な事項は別に定める。

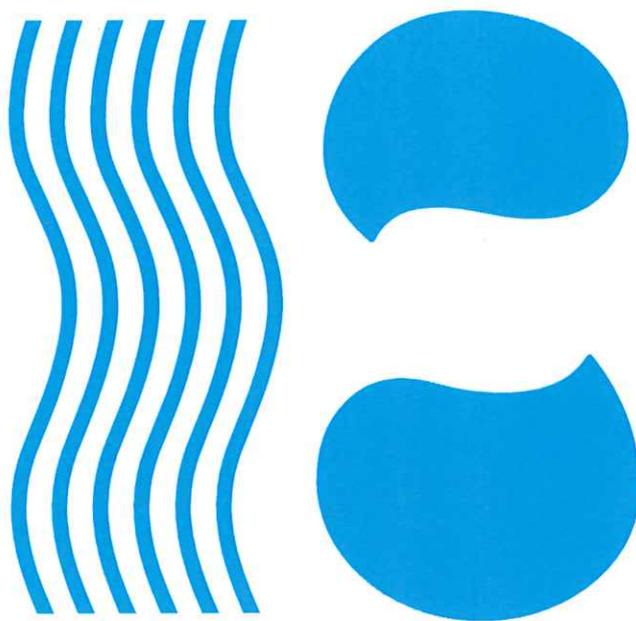
附 則

この取扱要領は、令和2年7月30日から施行する。



仁淀ブルー観光協議会シンボルマーク デザインマニュアル Design Manual Guide

本マニュアルはシンボルマークの表示について
デザイン使用時のガイドを示したものです。
原則的にマークの変倍、バランスの変更は
著作権法上禁止されております。



Symbol Color
指定色



DIC 99
C85

(単色及び反転の場合)
指定色での再現ができない場合はBlack(K100%)を優先する。

